

平成 29 年 1 月 12 日

A 様

神戸市監査委員	谷 口 時 寛
同	吉 田 基 毅
同	岩 田 嘉 晃
同	橋 本 健

共同施設建設補助金に関する住民監査請求について（通知）

平成 28 年 12 月 20 日付をもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理しないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 28 年 12 月 20 日付をもって受け付けた措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

1 請求の要旨

民間再開発により近代的な商業施設になったセルバでは平成 27 年に屋外エスカレーター工事等が行われた。この工事に関し国からはまちづくり事業補助金 64,733,333 円が補助決定され、神戸市からは神戸市商店街・小売市場共同施設建設補助金 5,513,000 円が交付された。

ところが国の工事竣工検査において当初設置予定だったエスカレーターのセンサーポールが撤去されていたことから国の補助金額が 61,400,000 円に減額された。神戸市担当者は「既に神戸市の補助金を交付しているので、神戸市の竣工検査日に形だけセンサーポールを設置してくれれば国のように減額しない」とのことで、一時的にセンサーポールを設置し竣工検査を逃れ、その後、センサーポールを撤去し、補助金全額を受けたままとなった。

神戸市補助金の使途に重大な疑義があるので監査を申し立てる。

よって次のとおり必要な措置を講ずるよう求める。

- (1) 国補助金が減額になったが、神戸市補助金に関しては神戸市担当者は検査時のみ取り繕えば補助金の減額はしないと言い、そのように処理したのか。
- (2) 神戸市補助金は国の補助金の減額分に充当され、残余は管理会計に繰り込まれているが、このように別個独立の法人会計間を移動し、補助金の使途も特定されず自由に使える補助金であったのか。適正に補助金を交付し、適正に使用されているのか。

第2 受理できない理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

そのため地方自治法は、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することとしているところ、請求書に記載されている求める措置は法に規定されている項目に該当しない。そのほか、地方自治法施行規則第 13 条には請求書の様式が定められているが請求書はこれを満たさない。

よって、本件請求は地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理しない。

なお神戸市補助金等の交付に関する規則は、補助事業により取得された財産の処分について一定の制限を設けており、市には取得財産の管理状況について確認を求めるものである。